

【新旧対照表】「キャッシュカード規定」2021.5.23 改定

現在	改定後
<p>1.(カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」という。)は、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1)当社および当社がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。)を使用して普通預金を払戻す場合。</p> <p>(2)当社および当社がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務についても提携した提携先(以下「一部提携先」という。)の現金自動預入機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預入機」という。)を使用して普通預金に預入れる場合。</p> <p>(3)当社の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。)を使用して普通預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。</p> <p>(4)当社の預入機を使用して、現金を総合口座取引規定第1条に規定するヒットおよび定期預金(自由金利型定期預金は対象外とする。)に預入れる場合。この場合、預入機による預入れは、預入機の機種により当社が定めた種類の紙幣および硬貨に限るものとし、1回あたりの預入れは、当社が定めた枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>(5)届出の暗証とともに当社の預入機を使用して、同一の総合口座における総合口座取引規定第5条に規定する取引(通帳およびキャッシュカードによる振替取引等)を行う場合。</p> <p>(6)その他当社が定めた取引を行う場合。</p>	<p>1.(カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」という。)は、次の場合に利用することができます。</p> <p>①当社および当社がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。)を使用して普通預金を払戻す場合。</p> <p>②当社および当社がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務についても提携した提携先(以下「一部提携先」という。)の現金自動預入機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預入機」という。)を使用して普通預金に預入れる場合。</p> <p>③当社の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。)を使用して普通預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。</p> <p>④当社の預入機を使用して、現金を総合口座取引規定第1条に規定するヒットおよび定期預金(自由金利型定期預金は対象外とする。)に預入れる場合。この場合、預入機による預入れは、預入機の機種により当社が定めた種類の紙幣および硬貨に限るものとし、1回あたりの預入れは、当社が定めた枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>⑤届出の暗証とともに当社の預入機を使用して、同一の総合口座における総合口座取引規定第5条に規定する取引(通帳およびキャッシュカードによる振替取引等)を行う場合。</p> <p>⑥当社の窓口において、普通預金を預入れる場合、または普通預金を払戻す場合。</p> <p>⑦その他当社が定めた取引を行う場合。</p>
<p>2.(支払機による普通預金の払戻し)</p> <p>(1)支払機を使用して普通預金を払戻すときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2)前項の支払機による払戻しは、支払機の機種により当社(提携先の支払機使用の場合は、その提携先)が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当社(提携先の支払機使用の場合は、その提携先)が定めた金額または、当社(提携先の支払機使用の場合は、その提携先)が定めた枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>なお、1日あたりの払戻しは当社が定めた金額の範囲内とします。</p> <p>(3)当社および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と第6条第3項に規定する支払機利用に関する手数料金額との合計額が払</p>	<p>同左</p>

<p>戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その払戻しはできません。</p>	
<p>3.(預入機による普通預金の預入れ)</p> <p>(1)預入機を使用して普通預金に預入れるときは、預入機の画面表示等の操作手順に従って、預入機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、一部提携先の預入機では通帳はご利用いただけません。</p> <p>(2)前項の預入機による預入れは、預入機の機種により当社(一部提携先の預入機使用の場合は、その一部提携先)が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社(一部提携先の預入機使用の場合は、その一部提携先)が定めた枚数による金額の範囲内とします。</p>	同左
<p>4.(預入機による定期預金等の預入れ)</p> <p>(1)当社の預入機を使用して定期預金等に預入れるときは、預入機の画面表示等の操作手順に従って、預入機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2)前項の預入機による預入れは、当社所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社所定の枚数による金額の範囲内とします。</p>	同左
<p>5.(振込機による振込)</p> <p>(1)振込機を使用して普通預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通預金の払戻しについては通帳および払戻請求書の提出の必要はありません。</p> <p>(2)振込機を使用して振込の依頼をする場合には、振込金額、第6条第3項に規定する振込機利用に関する手数料金額および第6条第5項に規定する振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その振込はできません。</p>	同左
<p>6.(預入機、支払機および振込機利用に関する手数料等)</p> <p>(1)当社および一部提携先の預入機を使用して普通預金に預入れる場合には、当社および一部提携先の所定の預入機利用に関する手数料をいただきます。</p> <p>(2)前項の預入機利用に関する手数料は、預金の預入れ時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、一部提携先の預入機利用に関する手数料は、当社から一部提携先に支払います。</p>	同左

<p>(3)当社および提携先の支払機、または当社の振込機を使用して普通預金を払戻す場合には、当社および提携先の所定の支払機・振込機利用に関する手数料をいただきます。</p> <p>(4)前項の支払機・振込機利用に関する手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落とします。なお、提携先の支払機利用に関する手数料は、当社から提携先に支払います。</p> <p>(5)当社の振込機を使用して振込を依頼する場合には、当社所定の振込手数料を振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしでその払戻しをした当該預金口座から自動的に引落とします。</p>	
<p>7.(代理人による普通預金・定期預金等の預入れ、普通預金の払戻しおよび振込)</p> <p>(1)代理人による普通預金・定期預金等の預入れ、普通預金の払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当社は代理人のためのカード(以下「代理人カード」という。)を発行します。</p> <p>(2)代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。</p> <p>(3)代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。</p>	<p>7.(代理人による普通預金・定期預金等の預入れ、普通預金の払戻しおよび振込)</p> <p>(1)代理人による普通預金・定期預金等の預入れ、普通預金の払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当社は代理人のためのカード(以下「代理人カード」という。)を発行します。</p> <p>(2)代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。</p> <p>(3)代理人のカードの利用については、第8条に定める場合を除き、この規定を適用します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>8.(窓口におけるカードによる普通預金の預入れおよび払戻し等)</p> <p>(1)当社の窓口において、カードにより普通預金に預入れることができます。</p> <p>(2)当社の窓口において、払戻請求書、カードおよび届出の暗証により普通預金を払戻すことができます。当社は、カードを確認し、払戻しに使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、普通預金の払戻しを行います。届出の暗証は当社店頭へお客さまご自身で入力してください。</p> <p>(3)前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当社所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>
<p>8.(預入機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>(1)停電、故障等により預入機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより普通預金に預入れることができます。なお、一部提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(2)停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を</p>	<p>9.(預入機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>(1)停電、故障等により預入機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより普通預金に預入れることができます。なお、一部提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(2)停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を</p>

<p>限度として当社本支店の窓口でカードにより普通預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(3)前項による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードと当社所定の本人確認書類を提出してください。</p> <p>(4)停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第2項に定める条件に従った上で、前項に定める手続きに加えて振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。</p>	<p>限度として当社本支店の窓口でカードにより普通預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(3)前項による払戻しをする場合には、払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードの提示および当社店頭へのお客さまご自身による届出の暗証の入力、または、カードの提示および当社所定の本人確認書類の提示が必要となります。</p> <p>(4)停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第2項に定める条件に従った上で、前項に定める手続きに加えて振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。</p>
<p>9.(カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)</p> <p>カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含む。以下同じ。)、第6条に規定する預入機、支払機および振込機利用に関する手数料等金額の通帳記入は、通帳を当社の預入機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当社本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</p>	<p>10.(カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)</p> <p>カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含む。以下同じ。)、第6条に規定する預入機、支払機および振込機利用に関する手数料等金額の通帳記入は、通帳を当社の預入機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当社本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</p>
<p>10.(届出事項の変更、カード偽造・紛失・盗難の届出、カード再発行等)</p> <p>(1)氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、暗証については、当社の預入機・支払機により変更できます(この場合、届出は不要です。)</p> <p>(2)カードを紛失(盗取以外の原因によりカードを失うこと。以下同じ。)し、または盗取された場合には、直ちに本人から当社所定の書面によって届出てください。また、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にも、同様に直ちに本人から当社所定の書面によって届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる普通預金の払戻しと振替取引等の停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第12条および第13条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。</p> <p>(3)前項の届出の前に本人から電話による通知があった場合も前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって届出てください。</p> <p>(4)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(5)カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。</p>	<p>11.(届出事項の変更、カード偽造・紛失・盗難の届出、カード再発行等)</p> <p>(1)氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、暗証については、当社の預入機・支払機により変更できます(この場合、届出は不要です。)</p> <p>(2)カードを紛失(盗取以外の原因によりカードを失うこと。以下同じ。)し、または盗取された場合には、直ちに本人から当社所定の書面によって届出てください。また、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にも、同様に直ちに本人から当社所定の書面によって届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる普通預金の払戻しと振替取引等の停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第13条および第14条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。</p> <p>(3)前項の届出の前に本人から電話による通知があった場合も前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって届出てください。</p> <p>(4)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(5)カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。</p>

<p>11.(カード・暗証の管理等)</p> <p>(1)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日、電話番号、住所の地番、自動車のナンバー等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、定期的に変更する等、他人に知られないよう管理してください。</p> <p>(2)当社は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的記録が、当社が本人に交付したカードの電磁的記録と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ、預金の払戻し、あるいは振替取引等を行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第12条および第13条に定める場合を除き、当社および提携先は責任を負いません。</p> <p>(3)当社の窓口においてカードと当社所定の本人確認書類の提示を受け取扱いしました場合には、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。</p>	<p>12.(カード・暗証の管理等)</p> <p>(1)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日、電話番号、住所の地番、自動車のナンバー等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、定期的に変更する等、他人に知られないよう管理してください。</p> <p>(2)当社は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的記録が、当社が本人に交付したカードの電磁的記録と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ、預金の払戻し、あるいは振替取引等を行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第13条および第14条に定める場合を除き、当社および提携先は責任を負いません。</p> <p>(3)当社の窓口において、カードを確認し、払戻しに使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。</p> <p>(4)当社の窓口において、カードと当社所定の本人確認書類の提示等を受け取扱いしました場合、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。</p>
<p>12.(偽造カード等による払戻し等)</p> <p>(1)偽造または変造カードによる不正な払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当社が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当社の調査に協力するものとします。</p> <p>(2)前項は、前条第3項により、窓口でなされた払戻しには適用されません。</p>	<p>13.(偽造カード等による払戻し等)</p> <p>(1)偽造または変造カードによる不正な払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当社が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当社の調査に協力するものとします。</p> <p>(2)前項は、前条第3項または同条第4項により、当社の窓口でなされた払戻しには適用されません。</p>
<p>13.(盗難カードによる払戻し等)</p> <p>(1)本人が個人の場合であって、カードを盗取され、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)の補てんを請求することができます。</p> <p>①カードの盗難に気付いてからすみやかに、当社への通知が行われていること</p> <p>②当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること</p> <p>③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意により行われたことを当社が証明した場合を除き、当社は、当社へ通知が行われ</p>	<p>14.(盗難カードによる払戻し等)</p> <p>(1)本人が個人の場合であって、カードを盗取され、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)の補てんを請求することができます。</p> <p>①カードの盗難に気付いてからすみやかに、当社への通知が行われていること</p> <p>②当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること</p> <p>③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意により行われたことを当社が証明した場合を除き、当社は、当社へ通知が行われ</p>

<p>た日の30日(ただし、当社に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが不正に行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失(重大な過失を除く)があることを当社が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)前2項の規定は、第1項第1号にかかる当社への通知が、盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。</p> <p>①当該払戻しが不正に行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。</p> <p>A 本人に重大な過失があること</p> <p>B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。介護ヘルパーなどを含まない。)によって行われたこと</p> <p>C 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗取された場合</p> <p>(5)本条は、第11条第3項により窓口でなされた払戻しには適用されません。</p>	<p>た日の30日(ただし、当社に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが不正に行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失(重大な過失を除く)があることを当社が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)前2項の規定は、第1項第1号にかかる当社への通知が、盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。</p> <p>①当該払戻しが不正に行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。</p> <p>A 本人に重大な過失があること</p> <p>B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。介護ヘルパーなどを含まない。)によって行われたこと</p> <p>C 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗取された場合</p> <p>(5)本条は、第12条第3項または同条第4項により当社の窓口でなされた払戻しには適用されません。</p>
<p>14.(預入機・支払機・振込機の操作等)</p> <p>当社の預入機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、一部提携先の預入機および提携先の支払機を使用した場合の当社、一部提携先および提携先の責任についても同様とします。</p>	<p>15.(預入機・支払機・振込機の操作等)</p> <p>当社の預入機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、一部提携先の預入機および提携先の支払機を使用した場合の当社、一部提携先および提携先の責任についても同様とします。</p>
<p>15.(解約、カードの利用停止等)</p> <p>(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当社国内本支店に返却してください。なお、当社普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</p> <p>(2)カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社国内本支店に返却してください。</p> <p>(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、</p>	<p>16.(解約、カードの利用停止等)</p> <p>(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当社国内本支店に返却してください。なお、当社普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</p> <p>(2)カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社国内本支店に返却してください。</p> <p>(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、</p>

<p>当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>①第16条に定める規定に違反した場合</p> <p>②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p>	<p>当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>①第17条に定める規定に違反した場合</p> <p>②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p>
<p>16.(譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p>	<p>17.(譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p>
<p>17.(規定の適用)</p> <p>この規定に定めのない事項については、当社普通預金規定、総合口座取引規定および振込規定により取扱います。</p>	<p>18.(規定の適用)</p> <p>この規定に定めのない事項については、当社普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定および信託ネット通帳規定により取扱います。</p>
<p>18.(規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>19.(規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>